

第4章

環境配慮の方法

1 事業特性の把握

対象事業の内容、計画など事業特性に関する最新の情報を収集します。(表2【事業特性の把握】参照)

計画段階では、事業計画の熟度が高まっていない場合もあることから、想定される環境への影響要素等について広範に抽出します。

事業計画の熟度が高まる過程で明らかになった事項については、適宜、環境への影響を検討し、環境配慮に反映させます。

表2【事業特性の把握】

把握すべき情報	内容
事業計画の概要	
対象事業の種類	どのような事業を実施するか
対象事業の位置	対象事業実施区域、施行区域、敷地境界など
対象事業の規模	車線数、区間長、埋立面積など
工事実施計画の概要	工法、期間、工程計画、仮設工作物の計画等の工事の実施計画の概要
供用時の運用計画の概要	交通量、供用開始時期、土地利用の概要など

2 事業実施区域とその周辺の環境特性の把握

調べる内容や、対象となる地域の特徴に応じて、調査範囲を設定します。

表3【事業実施区域とその周辺の環境特性の把握】を参考に、把握したい内容について情報を収集し、環境特性を把握します。

既存資料で情報が得られない場合には、必要に応じて現地調査も検討します。

当初に設定した調査範囲に固執して、範囲外の重要な項目を見落とししたり、必要以上に労力を費やすことのないよう注意します。

計画段階の事業の熟度が低い時期から調査を行うため、過去の状況の把握や将来の状況の想定等も重要です。

環境面で問題が生じる可能性のある要素を抑えておく必要があります。

表3【事業実施区域とその周辺の環境特性の把握】

把握する方法	内容	把握のポイント
既存資料調査 (収集・整理)	把握したい内容について、資料の所在や関連する法の規制状況等を環境情報一覧表(1)～(4)で確認し、調査を実施する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>環境情報一覧表</p> <p>(1)地域の生活環境に係る項目 ...P.34</p> <p>(2)地域の自然的状況に係る項目...P.36</p> <p>(3)地域の社会的状況に係る項目...P.37</p> <p>(4)環境保全の施策に係る項目 ...P.39</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・既に環境が悪化している地域があるか (環境基準超過地域等) ・環境上制約の大きい地域条件か (閉鎖性水域等) ・環境上守るべき対象があるか (干潟、病院等) ・環境上どのような施策が行われている地域か (自然公園の指定等)
専門家・地域住民等へのヒアリング	現地の情報に詳しい専門家や住民等の情報を積極的に収集し、地域環境への配慮に役立てる。	
概略踏査 (現地調査)	事業による影響を受けやすい被影響者、被影響物の抽出等を意識し、現地を調査する。	

環境情報一覧表

(1) 地域の生活環境に係る項目

項目	把握したい内容	資料名等	資料の出典・所在	関連する法・規制等の名称	関連する法の内容・規制状況等
苦情	公害苦情の発生状況	広島県環境白書	環境対策室		
気象	気象概況，地形等による気象特性，風害に係る気象状況	電子閲覧室	気象庁 HP (http://www.data.kishou.go.jp/)		
		広島県の気象	広島地方気象台		
大気	大気汚染状況	広島県環境白書	環境対策室	環境基準（大気） 環境基本法の規定に基づき，人の健康を保護し，生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準 規制等ではなく，行政上の目標とすべき基準	大気（別表 - 1，6） 大気汚染に係る環境基準 （二酸化硫黄，一酸化炭素等全9項目） ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準 （年間平均値 0.6pg-TEQ / m ³ 以下）
		大気汚染物質広域監視システム	環境省 HP 「そらまめ君」 (http://w-soramame.nies.go.jp/)		
	大気汚染の主な発生源の状況	特定施設の届出	地域事務所厚生環境局，広島市，呉市（ダイオキシン法は除く），福山市	大気汚染防止法 広島県生活環境の保全等に関する条例 ダイオキシン類対策特別措置法	工場又は事業場から発生するばい煙の排出等を規制（ばい煙，粉じん発生施設等の届出） 規制の対象となる施設から排出される排出ガスを規制（特定施設の届出）
		全国道路交通情勢調査	道路企画室	自動車排出ガスの量の許容限度（環境省告示）	自動車排出ガスの量の「許容限度」を定め，排出ガスを規制
水質	水質汚濁の状況（底質含む）	公共用水域等水質測定結果	環境対策室（県 HP）	環境基準（水質）	公共用水域（別表 - 2，6） 水質汚濁に係る環境基準 ・人の健康の保護に関する基準 ・生活環境の保全に関する基準 （水域の類型指定がなされ，類型ごとに基準を設定） ダイオキシン類による水質汚濁に係る基準 水質（年間平均値 1pg-TEQ/L 以下） 水底の底質（150pg-TEQ/g 以下）
		広島県環境白書	環境対策室	（参考）海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令	地下水（別表 - 3） 地下水の水質汚濁に係る環境基準
	水質汚濁の主要な発生源の状況	特定施設の届出	環境対策室，地域事務所厚生環境局，広島市，呉市（ダイオキシン法は除く），福山市	瀬戸内海環境保全特別措置法 水質汚濁防止法 広島県生活環境の保全等に関する条例 ダイオキシン類対策特別措置法	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制（特定施設の届出等） 規制の対象となる施設から排出される排出水を規制（特定施設の届出）
		浄化槽の届出	一般廃棄物対策室，地域事務所厚生環境局	浄化槽法	浄化槽によるし尿等の適正な処理を図るため，設置等を規制（設置等の届出）
	瀬戸内海環境保全に係る指定地域	地域指定等区分図	地域づくり推進室	瀬戸内海環境保全特別措置法	特定施設の設置の規制，富栄養化による被害発生防止，自然海浜の保全等により瀬戸内海の環境の保全を図る。

項目	把握したい内容	資料名等	資料の出典・所在	関連する法・規制等の名称	関連する法の内容・規制状況等
騒音・振動	騒音・振動の状況	広島県環境白書	環境対策室	環境基準(騒音)	一般地域(道路に面する地域以外の地域, 道路に面する地域, 幹線交通を担う道路に近接する空間), 航空機騒音, 新幹線鉄道騒音について規定(別表-4)
	騒音・振動の規制区域	広島県環境白書	環境対策室, 市町村	騒音規制法 振動規制法 広島県生活環境の保全等に関する条例	規制区域の区分・時間毎に許容限度が定められている。(規制区域の詳細については, 広島県告示「騒音(振動)の規制に関する定め」を参照)
	騒音・振動の規制状況	広島県環境白書	環境対策室, 市町村	自動車騒音の要請限度 道路交通振動の要請限度	自動車騒音・道路交通振動が要請限度を超えているときは, 市町村長は公安委員会へ交通規制等を要請できる。
	騒音・振動の主な発生源の状況	特定施設の届出	市町村	騒音規制法 振動規制法 広島県生活環境の保全等に関する条例	工場及び事業場並びに建設工事から発生する騒音・振動の規制(特定施設, 特定建設作業の届出)
悪臭	悪臭の規制状況	広島県環境白書	環境対策室, 市町村	悪臭防止法	指定地域(広島市, 呉市, 福山市, 大竹市, 芸北町, 大朝町, 向原町: H15.4 現在)において, 工場及び事業場から発生する悪臭について, 指定物質又は臭気指数により規制(参照: 広島県告示「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」)
		特定施設の届出	市町村	広島県生活環境の保全等に関する条例	特定施設からの悪臭の排出を規制
土壌	土壌汚染の状況	広島県環境白書(ダイオキシン類のみ)	環境対策室	環境基準(土壌)	土壌(別表-5, 6) 土壌の汚染に係る環境基準 (カドミウム, 全シアン, 有機燐等全27項目) ダイオキシン類(1,000pg-TEQ/g以下) 土壌にあっては, 環境基準が達成されている場合であって, 土壌中のダイオキシン類が250pg-TEQ/g以上の場合には, 必要な調査を実施する。
		指定区域台帳	環境対策室, 広島市, 呉市, 福山市	土壌汚染対策法	次の場合, 土地所有者は調査を行い, 基準に適合しない場合は指定区域とされ, 汚染の除去等の措置を行う。 水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の使用廃止時 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると知事が認めるとき
	農用地の土壌汚染の状況	広島県環境白書	食品流通室	農用地の土壌の汚染防止に関する法律	農用地の土壌のカドミウム, 銅及び砒素による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の合理化を図るための措置を定める。
化学物質	事業所からの化学物質排出状況	届出データ	環境省	PRTR法	有害な化学物質について, 事業所からの環境への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を, 事業者が自ら把握し国に対して届け出る。国は届出データを集計するとともに, 排出量・移動量を推計して, その結果を公表する。
地球環境	オゾン層の保護	オゾンホルの状況	気象庁HP (http://www.jma.go.jp/JMA_HP/jma/press/ozone.html), 環境省	フロン回収破壊法	業務用冷凍空調機器, カーエアコンからのフロン類回収処理を規定
				家電リサイクル法	メーカーによるエアコン, 冷蔵庫等の回収処理を義務付け

環境情報一覧表

(2) 地域の自然的状況に係る項目

項目	把握したい内容	資料名等	資料の出典・所在	関連する法・規制等の名称	関連する法の内容・規制状況等
地形・地質	重要な地形・表層地質・地質の分布状況	土地分類基本調査	地域調整室		
	砂防河川、急傾斜地崩壊危険区域等の災害発生危険区域	各地域事務所建設局管内図	地域事務所建設局	砂防法	砂防指定地における、砂防設備の施設、また一定の行為の禁止・制限
				急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における一定の行為の制限
				地すべり等防止法	地すべり防止区域内における一定の行為の制限
保安林の状況	広島県保安林配備図	治山室	森林法	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共目的を達成する保安林を指定し、保安林内における立木の伐採及び土地の形質の変更等の行為を制限	
動物・植物・生態系	自然公園	国立・国定公園区域図及び公園計画図	環境省（環境省 HP）	自然公園法	優れた自然の風景地を保存するため、国立公園、国定公園又は都道府県立自然公園を指定
		ひろしまの自然公園	自然公園等保全整備促進広島県協議会（県 HP）	広島県立自然公園条例	県内にある優れた自然の風景地を保護するため知事が指定するもの
		地域指定等区分図	地域づくり推進室		
	自然環境保全地域 緑地環境保全地域 自然海浜保全地区	地域指定等区分図	地域づくり推進室	自然環境保全法	自然環境を保全することが特に必要な地域を県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域に指定
				広島県自然環境保全条例	
				広島県自然海浜保全条例	自然海浜の保全及び適正な利用を図るため、自然海浜保全地区を指定
	地域の自然の状況（全般）	自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）結果 HP「地域の自然を調べる」（市町村毎に次の調査結果の検索が可能） 植生調査 特定植物群落調査 動植物分布調査 巨樹・巨木林調査 環境指標調査 自然景観調査	環境省（生物多様性情報システム HP） (http://www.biodic.go.jp/)		
	貴重種の分布状況	日本の絶滅のおそれのある野生生物(RDB,レッドデータブック)	環境省（生物多様性情報システム HP）	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律	希少野生動植物種保存基本方針を策定し、希少野生動植物種に関する規制、生息地等の保護等について制定
		改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブックひろしま2003)	自然環境保全室	広島県野生生物の種の保護に関する条例	緊急に保護を要する野生生物の種の保護(指定野生生物種 11 種。ミヤジマトンボについては、特定野生生物種にも指定されている)
	注目される生物種	鳥獣保護区等位置図	自然環境保全室	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護を図るため、鳥獣の捕獲等の規制や、銃猟禁止区域、鳥獣保護区の区域を制定
動物・植物種 地域個体群 植物群落 動植物の生息・生育環境の状況	広島県の動植物	自然環境保全室			
	各市町村作成資料	市町村			
	自然環境保全基礎調査	環境省（生物多様性情報システム HP）			

項目	把握したい内容	資料名等	資料の出典・所在	関連する法・規制等の名称	関連する法の内容・規制状況等
景観	景観指定地域	地域指定等区分図	地域づくり推進室	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例	広島の良い景観を保全・創造するため、景観指定地域、大規模行為届出対象地域を指定
		ふるさと広島の景観情報	環境調整室 (県HP)		
	主要眺望点 (展望台、登山道等) 景観資源 (山並み、湖沼、 海岸、神社等)	自然公園、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然海浜保全地区に関する資料	P.36 動物・植物・生態系の自然公園等に関する項目参照		
		文化財に関する資料	P.38 文化財に関する項目参照		
		広島県観光便覧	観光振興室		
		市町村の観光関連資料	市町村		
公共事業等景観形成の手引	環境調整室				
触れ合い活動	野外レクリエーション 日常的な触れ合い活動の場(川釣り場、キャンプ場、鎮守の森、遊歩道等)	広島県観光便覧	観光振興室		
		市町村の観光関連資料	市町村		

環境情報一覧表

(3) 地域の社会的状況に係る項目

項目	把握したい内容	資料名等	資料の出典・所在	関連する法・規制等の名称	関連する法の内容・規制状況等
人口	人口分布及び推移	統計GISプラザ	総務省HP (http://gisplaza.stat.go.jp)		
		広島県統計年鑑	統計管理室		
産業	産業の状況	統計GISプラザ	総務省HP		
		広島県統計年鑑	統計管理室		
土地	行政区画の状況	地形図	国土地理院	国土利用計画法	適正かつ合理的な土地利用を図るため、個別規制法に基づく諸計画間の総合調整を図る。
	土地利用状況	土地利用基本計画図	県民文化室		
都市計画	都市計画法 地域地区指定状況 土地利用計画等の状況	都市計画図	都市企画室	都市緑地保本法	緑地の保全、緑化の推進により良好な都市環境の形成を図り、都市計画区域内の緑地に緑地保全地区を指定
				都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画、開発許可制度、市街地開発事業に必要な事項を制定
利水状況	河川、湖沼、海域等公共用水域の利用状況	内水面漁業権図	漁業調整室	水産資源保護法	水産資源の保護培養を図るため、有害物の遺棄漏せつ禁止、漁法の制限、保護水面の設定、さく河魚類の通路の保護等を制定
		区画・共同漁業権連絡図			
	河川、湖沼の利水の状況	広島県の水道	生活衛生室		
	地下水利用の状況	広島県環境白書	環境対策室、生活衛生室	工業用水法 建築物用地下水の採取の規制に関する法律	工業用又は建築物用地下水の採取について規制することにより、地下水の水源の保全を図るとともに、地盤沈下を防止するため、規制地域を制定

項目	把握したい内容	資料名等	資料の出典・所在	関連する法・規制等の名称	関連する法の内容・規制状況等
交通施設等	主要な交通施設(道路, 鉄道, 港湾等)の分布	地形図	国土地理院		
		道路網図	道路企画室		
	幹線道路の自動車交通量	全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)	道路企画室		
	鉄道, 船舶等運行回数, 利用者数等	広島県統計年鑑	統計管理室		
配慮が特に必要な施設の分布(学校, 病院, 療養施設等)	住宅地図 社会福祉施設等名簿	医務看護室, 福祉指導室, 私学振興室, 教育委員会(総務課, 障害児教育室)			
上水道	上水道整備状況・整備計画等	広島県の水道の現況	生活衛生室	水道法	水道の布設・管理を適正に行い, 水道の計画的整備, 事業保護育成により, 衛生的で安価な水の安定供給を図る。水道水は水質基準が適用される。
下水道	下水道整備状況・整備計画等	広島県の下水道	下水道室	下水道法	流域別下水道整備総合計画の策定, 下水道の整備を図り, 都市の健全な発達, 公衆衛生向上, 公共用水域水質保全に資する。特定事業場からの下水の排除には制限が設けられている。
文化財	文化財の分布状況	国指定文化財の状況	文化庁(文化庁HP)	文化財保護法 広島県文化財保護条例	文化財保護法及び広島県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財で県の区域内に存するものについて, 保存及び活用のため必要な事項を規定
		広島県文化財目録	教育委員会文化課		
		広島県の文化財	教育委員会文化課(県HP)		
		広島県埋蔵文化財包蔵地地図	教育委員会文化課		
		広島県遺跡地図 ~	教育委員会文化課		
住宅配置	集落の分布状況	地形図	国土地理院		
	中高層住宅の立地状況	住宅地図	-		
廃棄物	廃棄物処理施設の状況	広島県環境白書	一般廃棄物対策室, 産業廃棄物対策室, 地域事務所 厚生環境局	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正な分別, 保管, 収集, 運搬, 再生, 処分等に係る処理基準, 許可制度を規定

環境情報一覧表

(4) 環境保全の施策に係る項目

項目	計画等の名称	出典・所在	施策等の内容
廃棄物	広島県廃棄物処理計画	循環型社会推進室(県HP)	廃棄物の処分量及び処理施設の設置状況等
	一般廃棄物処理事業の概況	一般廃棄物対策室	
リサイクル	広島県リサイクル製品登録制度	循環型社会推進室(県HP)	県内で製造されるリサイクル製品を登録し、登録製品の情報を豊富に提供することにより、県内におけるリサイクル製品の利用促進を通じて、資源の循環的な利用、廃棄物の減量化並びにリサイクル産業の育成を図る。
	広島県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針(建設リサイクル法に係る広島県の実施方針)	技術調整室(県HP)	一定規模以上の建築物等に係る特定建設資材の分別解体等及び再資源化等を義務付け(特定建設資材:コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材)
	建設副産物適正処理実施要領	技術調整室	建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全を図る。
	再生資源利用促進実施要領	技術調整室	建設工事に必要な建設資材・材料について、再生資源の利用促進に必要な基準を示し、建設廃棄物の発生抑制、再利用・縮減及び環境の保全に資する。
地球温暖化防止	広島県地球温暖化対策実行計画, 実行計画マニュアル	環境政策室(県HP)	県の地球温暖化対策の取組の計画及び推進方法
	広島県グリーン購入方針, 同マニュアル	環境政策室(県HP)	グリーン購入の取組みの充実強化を図る。
地域計画等	広島県環境基本計画	環境政策室(県HP)	環境の保全に関する基本計画
	広島・呉地域公害防止計画	環境政策室	公害が著しく、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければならない地域について、環境大臣の指示に基づき知事が計画を策定
	備後地域公害防止計画		
	広島空港臨空タウン環境保全計画	環境調整室	広島空港周辺の環境保全に関する総合計画 地域の環境配慮指針
	広島県瀬戸内海環境保全・創造プラン	環境調整室(県HP)	環境保全・修復・創造施策を展開していくための基本的な指針 沿岸地域をゾーニング
	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画	環境調整室(県HP)	国の基本計画に基づく府県別の計画 瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策を定めたもの
	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画に基づく行動指針	環境調整室(県HP)	関係主体の参加と連携のもとで県計画の施策を着実に推進するため、主な施策ごとに、目指す姿やそれに向けた県民、事業者、行政の役割や具体的取組等を示す。
	河川水質環境管理計画(沼田川, 瀬野川, 黒瀬川)	環境対策室	各流域を対象とした水質環境管理計画の推進
	広島県景観形成基本方針	環境調整室(県HP)	県土の均衡のとれた景観形成を促進するため、最も基本となる方針
	景観指定地域における景観形成基本計画	環境調整室(県HP)	県内の景観指定地域(5地域を指定)においてゾーン別に方針を明らかにし、計画的な景観形成を図る。
広島県公共事業等景観形成指針	環境調整室(県HP)	県は公共事業の実施に当たって、自ら率先して景観形成に努めるものとし、景観形成のための指針を策定	

(別表 - 1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること。
ベンゼン	年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。
備考	<p>1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。</p> <p>2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p>

(別表 - 2) 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.01 mg/l以下	1,1,1-トリクロロエチレン	1 mg/l以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエチレン	0.006 mg/l以下
鉛	0.01 mg/l以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下
六価クロム	0.05 mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
砒素	0.01 mg/l以下	1,3-ジクロロベンゼン	0.002 mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	チウラム	0.006 mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/l以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	ベンゼン	0.01 mg/l以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	セ レ ン	0.01 mg/l以下
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/l以下	ほ う 素	1 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l以下	ふ っ 素	0.8 mg/l以下
ジ-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>		

生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A A	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg / l 以下	25 mg / l 以下	7.5 mg / l 以上	50MPN /100m l 以下	別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級,水産1級,水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg / l 以下	25 mg / l 以下	7.5 mg / l 以上	1,000MPN /100m l 以下	
B	水道3級,水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg / l 以下	25 mg / l 以下	5 mg / l 以上	5,000MPN /100m l 以下	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg / l 以下	50 mg / l 以下	5 mg / l 以上	-	
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg / l 以下	100 mg / l 以下	2 mg / l 以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg / l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg / l 以上	-	
備考							
1 基準値は、日間平均値とする。							
2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg / l 以上。湖沼もこれに準ずる。							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び及び水産3級の水産生物用

“ 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

“ 3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全垂鉛	
生物A	イワナ,サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / l 以下	別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち,生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / l 以下	
生物B	コイ,フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / l 以下	
生物特B	生物Bの水域のうち,生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / l 以下	
備考			
1 基準値は年間平均値とする。			

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊 物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群 数	
A A	水道1級,水産1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1 以下	1mg/1 以下	7.5 mg/1 以上	50MPN /100m ¹ 以下	別に政府又は都道府 県知事が水域類型ご とに指定する 水域
A	水道2,3級,水産2級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1 以下	5mg/1 以下	7.5 mg/1 以上	1,000MPN /100m ¹ 以下	
B	水産3級,工業用水1級 農業用水及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1 以下	15mg/1 以下	5mg/1 以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/1 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/1 以上	-	
備考 水産1級,水産2級及び水産3級については,当分の間,浮遊物質の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2,3級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作,又は,前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級: ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級: コイ,フナ等富栄養湖型の水産生物用
 4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作,又は,特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1mg/1以下	0.005mg/1以下	別に政府又は都道府 県知事が水域類型ご とに指定する 水域
	水道1,2,3級(特殊なものを除く) 水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2mg/1以下	0.01mg/1以下	
	水道3級(特殊なもの)及び以下の欄に掲 げるもの	0.4mg/1以下	0.03mg/1以下	
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの	0.6mg/1以下	0.05mg/1以下	
	水産3種,工業用水,農業用水 環境保全	1mg/1以下	0.1mg/1以下	
備考 1 基準値は,年間平均値とする。 2 水域類型の指定は,湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし, 全窒素の項目の基準値は,全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については,全燐の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 (「特殊なもの」とは,臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産1級: サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2級及び水産3種の水産生物用
 " 2級: ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3級: コイ,フナ等の水産生物用
 4 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ,サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの の餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下	別に政府又は都道府 県知事が水域類型ご とに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち,生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下	
生物B	コイ,フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生 物が生息する水域	0.03mg/1以下	
生物特B	生物Bの水域のうち,生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下	
備考 1 基準値は年間平均値とする。			

(3) 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イ 濃 度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶 存 酸素量 (DO)	大腸菌群数	n - ヘキサ ン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN /100ml 以下	検出されな いこと。	別に政府又は都 道府県知事が水 域類型ごとに指 定する水域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l 以下	5mg/l 以上	-	検出されな いこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l 以下	2mg/l 以上	-	-	
備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN / 100ml 以下とする。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値		該当水域
		全窒素	全燐	
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下	別に政府又は都 道府県知事が水 域類型ごとに指 定する水域
	水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下	
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下	
	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2級：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3級：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息する水域	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l以下	別に政府又は都 道府県知事が水 域類型ごとに指 定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l以下	
備考 1 基準値は年間平均値とする。			

(別表 - 3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.01 mg / l 以下	1, 1, 1 -トリクロロエチレン	1 mg / l 以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2 -トリクロロエチレン	0.006 mg / l 以下
鉛	0.01 mg / l 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg / l 以下
六価クロム	0.05 mg / l 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg / l 以下
砒素	0.01 mg / l 以下	1, 3 -ジクロロベンゼン	0.002 mg / l 以下
総水銀	0.0005mg / l 以下	チウラム	0.006 mg / l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg / l 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg / l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg / l 以下	ベンゼン	0.01 mg / l 以下
四塩化炭素	0.002 mg / l 以下	セ レ ン	0.01 mg / l 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg / l 以下	ほ う 素	1 mg / l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg / l 以下	ふ っ 素	0.8 mg / l 以下
トリス(1,2-ジクロロエチル)メタン	0.04 mg / l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / l 以下
備考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

(別表 - 4) 騒音に係る環境基準

環境基準値(道路に面する地域以外の地域)

地域の類型	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

環境基準値(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(備考) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

特例:環境基準値(幹線交通を担う道路に近接する空間)

時間区分	昼間	夜間
基準値	70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。		

(備考) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る)並びに自動車専用道路をいう。

(別表 - 5) 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件	項 目	環境上の条件
カドミウム	0.01mg / l 以下 (農用地：1mg/米 1kg 未満)	ジ-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg / l 以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 1 -トリクロロエチレン	1mg / l 以下
有機燐	検出されないこと	1, 1, 2 -トリクロロエチレン	0.006mg / l 以下
鉛	0.01mg / l 以下	トリクロロエチレン	0.03mg / l 以下
六価クロム	0.05mg / l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg / l 以下
砒素	0.01mg / l 以下 (田：15mg/土壌 1kg 未満)	1, 3 -ジクロロベンゼン	0.002mg / l 以下
総水銀	0.0005mg / l 以下	チウラム	0.006mg / l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg / l 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg / l 以下
銅	田：125mg/土壌 1kg 未満	ベンゼン	0.01mg / l 以下
ジクロロメタン	0.02mg / l 以下	セ レ ン	0.01mg / l 以下
四塩化炭素	0.002mg / l 以下	ほ う 素	1mg / l 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.004mg / l 以下	ふ っ 素	0.8mg / l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg / l 以下		

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものは規定の方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg, 0.01mg, 0.05mg, 0.01mg, 0.0005mg, 0.01mg, 0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg, 0.03mg, 0.15mg, 0.03mg, 0.0015mg, 0.03mg, 2.4mg 及び 3 mg とする。
- 「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

(別表 - 6) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0 . 6 pg - TEQ / m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg - TEQ / L 以下
水底の底質	1 5 0 pg - TEQ / g 以下
土 壌	1 , 0 0 0 pg - TEQ / g 以下

備考

- 基準値は、2, 3, 7, 8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値 (TEQ) とする。
- 大気及び水質 (水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 2 5 0 pg - TEQ / g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

3 環境配慮の検討

収集した「事業特性」「事業実施区域とその周辺の環境特性」の情報を整理し、次の事項に着目して、環境配慮が必要な事項を抽出します。(表4【環境配慮の検討の際に着目すべき事項の例】参照)

- 事業による負荷が大きい
- 特別な環境要因がある地域
- 法で規制されている地域
- 対策を必要とする地域

環境配慮の検討に当たっては、環境影響の回避を最優先し、次に低減を検討します。複数案を設定し、適宜、比較検討を行います。(表5【複数案について比較検討した例】参照)

比較検討する場合は、着目すべき事項、導入する環境配慮技術の種類等、幅広い検討を行います。検討経緯について、整理しておく必要があります。

環境配慮技術の検討に当たっては、既存技術とともに最新技術の情報を収集し、その中から最も適した技術の採用に努めます。

事業計画の熟度が高まる過程で、適宜、環境配慮を検討し、環境影響の一層の低減を図ることに努めます。

表4 【 環境配慮の検討の際に着目すべき事項の例 】

着目すべき事項	配慮が必要な内容・具体例
事業による負荷が大きい	環境に及ぼす影響が大きい技術，工法等
特別な環境要因がある地域	大気汚染物質が滞留しやすい地形・気象条件を有する地域
	閉鎖性の高い水域
	人の健康の保護，又は，生活環境の保全上の配慮が特に必要な施設，又は，地域（学校，病院，住宅等）
法で規制されている地域	人の活動によって影響を受けていない（ほとんど受けていない）自然環境，又は，野生生物の重要な生息地や生息域
	瀬戸内海環境保全特別措置法における瀬戸内海，又は，関係区域
	自然公園法の国定公園，又は，都道府県立自然公園の区域
	自然環境保全法の原生自然環境保全地域，自然環境保全地域，又は，都道府県自然環境保全地域
	世界の文化遺産及び自然環境の保護に関する条例の自然遺産の区域
	森林法の保安林の区域
	都市緑地保全法の緑地保全区の区域
	種の保存法の生息地等保護区の区域
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
	水産資源保護法の保護水面の区域
	文化財保護法の名勝，又は，天然記念物
対策を必要とする地域	都市計画法の風致地区の区域
	環境基準未達成地域（大気・水質・騒音）
	大気汚染防止法の指定地域
	幹線道路の沿道の整備に関する法律の沿道整備道路
	水質汚濁防止法の指定水域，又は，指定地域
	騒音規制法，振動規制法の要請限度超過地域
地盤沈下発生地域	

表5 【 複数案について比較検討した例 】

注) ○ : 他の案に比べ優れる □ : 他の案と同等または中間的 △ : 他の案に比べ劣る

案の種類		A案	B案	C案
項目				
大気環境・水環境の保全				
廃棄物発生抑制・リサイクルの推進				
地球温暖化の防止				
省資源・省エネルギーの推進		○	○	
自然環境の保全				
快適な生活空間の創造				○
歴史的景観の保全、文化遺産の保護		○	○	○
経済面				
導入する配慮技術の内容		特別の技術の導入なし	主に自然環境が保全される技術の導入	主に大気・水環境が改善される技術の導入
各案の長所・短所	長所	・経済的に優れている	・自然環境の改変が小さい	・大気・水環境への影響が少ない ・二酸化炭素の排出量が少ない
	短所	・自然環境への影響が大きい	・コストが高い	・特になし

